平成２９年（フ）第５０号
東京都墨田区江東橋４―24―４錦糸町グリーンプラザ501号
破産者　株式会社優光水産
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
千葉市緑区土気町1620番地21　エステ・ヒルズ千葉東Ⅳ棟306号
破産者　伊藤　勝彦
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９号
千葉市美浜区高洲３丁目６番１棟1008号
破産者　半田　智彦
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４８１号
東京都江戸川区中葛西４丁目16―22―308
破産者　伊藤　光洋
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４８３号
東京都江戸川区中葛西４丁目16―22―308
破産者　伊藤　紀子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９５１号
東京都中央区晴海５丁目１―17―310
破産者　加藤　靖子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３６４号
東京都中央区京橋１丁目１番10号　西勘本店ビル
破産者　株式会社メモリーバンク
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３６５号
東京都板橋区熊野町17―６―103
破産者　木村多巳藏
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２３０号
東京都世田谷区北烏山６丁目５―13―105
破産者　齊藤　　勉
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８５号
東京都昭島市玉川町３丁目３―11
破産者　町田　惠子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７７０号
東京都世田谷区羽根木１丁目25―９―101
破産者　北出裕美子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８４８号
東京都品川区西品川２丁目８番11号
破産者　有限会社円
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８４９号
千葉県市川市国分４丁目６―19
破産者　久原　雅美
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５０号
東京都江戸川区東小岩３丁目11番23号
破産者　ＢＩＷＡＣＯ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５１号
東京都江戸川区東小岩３丁目11―23
破産者　モハメッド　ヌルーエ　アラム
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２７号
東京都目黒区平町２丁目13―16　ハウス93―102
破産者　西村　祐二
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０７号
東京都目黒区平町１丁目23番18号
破産者　有限会社サンエイ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４３号
東京都中野区中央４丁目７―17、商業登記簿上の住所神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目13番９号
破産者　株式会社テクノＧ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５号
東京都江東区大島５丁目37―14―101
破産者　戸塚多喜男
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８６号
東京都江東区東陽１丁目36番６号
破産者　株式会社神﨑工務店
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目10番３号
破産者　株式会社Ｇ―ＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９１号
神奈川県茅ヶ崎市松尾６番75号　キャッスルまつお301、開始決定上の住所神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目１―26　プランドールシライA105
破産者　笈田　　学
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部